（様式 第1号） 　 　　イチゴ品種「うた乃」許諾申請書

令和　 年 　 月　 日

三重県　 様

　　　　　　　　　　　　申請者

住所 〒

団体名または氏名 （フリガナ）

団体の場合は役職・代表者名

　　　　　　　　　　　　　　 電話番号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 FAX番号

　三重県育成イチゴ品種「うた乃」について、下記のとおり許諾を申請します。

記

１．許諾申請の内容 （２つのうち申請する許諾の種類を１つ選んで○を記入してください）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 種 類 | 対 象 | 内 容 | 選択 |
| 生産許諾 | 三重県内の農業者 | 自らの農業経営で行う果実の生産のみを目的にした増殖と果実生産等。 |  |
| 生産者団体許諾 | 三重県内の農業者の組織する団体、三重県内の農林水産業の振興を目的とする公益法人等 | 生産者団体の構成生産者が、それぞれの農業経営で行う果実の生産のみを目的にした増殖と果実生産等。 |  |

２．遵守事項承諾の確認 （１で選択した許諾の種類について、その種類に記されている各遵守等事項を確認し、承諾する欄に○を記入してください）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 種 類 | 遵 守 事 項 | 確認 |
| 生産許諾 | １．許諾利用料として三重県の指示に従って所定の金額（ 25,000 円、消費税別）を支払います。（種苗の代金は別途） |  |
| ２．入手した種苗は果実の生産のみを目的にした増殖と果実生産のために使用し、有償・無償に係わらず第三者へ種苗を譲渡することはありません。 |  |
| ３．増殖は種苗購入日から 14 か月以内とします。 |  |
| ４．株、苗、器官、体細胞、種子、花粉、子房あるいは胚等の一切の遺伝資源について、第三者による盗難等がないよう、厳重に保管・管理します。 |  |
| ５．「うた乃」が品種登録されるまでは、育種に利用しません。突然変異した苗を品種登録しようとするときは三重県の承諾を得ます。 |  |
| ６．果実の販売・譲渡にあたり、登録品種名「うた乃」または「うたの」以外の名称を用いません。また、「うた乃」の販売促進のため努力します。 |  |
| ７．許諾に基づく権利を第三者に譲渡、転貸または担保しません。 |  |
| ８．許諾実施に関連する帳簿書類や圃場等について、必要に応じて三重県が調査することを認めます。 |  |
| 生産許諾 | ９．遵守事項を守らないなど重大な違反をし、三重県が許諾に適さないと判断した場合、本許諾を取り消されることに異議はありません。 |  |
| 10．社会や経済情勢の変化により、「うた乃」の種苗の供給を中止する場合があることに異議はありません。 |  |
| 生産者団体  許諾 | 1. 許諾利用料として三重県の指示に従って所定の金額（ 50,000   　 円、消費税別）を毎年度支払います。（種苗の代金は別途） |  |
| 1. 許諾申請が認められたとき、申請者の所属団体および構成生産者の名簿を提出し、申請者の構成範囲を明確にします。 |  |
| 1. 入手した種苗は果実の生産のみを目的にした増殖と果実生産のた   めに使用し、有償・無償に係わらず第三者へ種苗を譲渡することはありません。 |  |
| 1. 増殖は種苗購入日から 14 か月以内とします。 |  |
| ５．株、苗、器官、体細胞、種子、花粉、子房あるいは胚等の一切の遺伝資源について、第三者による盗難等がないよう、その防止に注意します。 |  |
| ６．「うた乃」が品種登録されるまでは、育種に利用しません。突然変異した苗を品種登録しようとするときは三重県の承諾を得ます。 |  |
| ７．果実の販売・譲渡にあたり、登録品種名「うた乃」または「うたの」以外の名称を用いません。また、「うた乃」の販売促進のため努力します。 |  |
| ８．許諾に基づく権利を第三者に譲渡、転貸または担保しません。 |  |
| ９．許諾実施に関連する帳簿書類や圃場等について、必要に応じて三重県が調査することを認めます。 |  |
| 10．遵守事項を守らないなど重大な違反をし、三重県が許諾に適さないと判断した場合、本許諾を取り消されることに異議はありません。 |  |
| 11．社会や経済情勢の変化により、「うた乃」の種苗の供給を中止する場合があることに異議はありません。 |  |

３．不当な行為の排除（全ての許諾申請の種類について、次の内容を確認し、確認欄に〇を記入してください。

・品種育成者権侵害の排除

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 種 類 | 確 認 事 項 | 確認 |
| 生産許諾  生産者団体許諾 | これまでに種苗法に基づく育成者権の侵害はありません。  （例） 登録品種について、育成者に無断での種苗の増殖、販売等 |  |

・反社会的勢力の排除

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 種 類 | 確 認 事 項 | 確認 |
| 生産許諾  生産者団体許諾 | 下記のいずれにも該当せず、将来についても該当しません。   1. 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会的勢力 2. 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体 |  |

（「 生産許諾」の場合、次の項目「「うた乃」生産許諾申請者情報」も記入してください）

【「うた乃」生産許諾申請者情報】

|  |
| --- |
| 「うた乃」を栽培する農地の住所（1ページの申請者の住所と異なる場合） |
| 特記事項  （種苗の発送先は、1ページの申請者の住所としますが、別の住所を希望する等、特殊な事情がある場合は、この欄に記入してください） |
| 担当者連絡先（申請者と異なる場合には、以下に記入してください。）  住 所 〒    氏 名  電話番号  FAX番号  E-mail |

この情報は、「うた乃」の種苗を販売する種苗業者（種苗生産許諾者、種苗取扱許諾者）および普及センターに提供することがあります。個人情報の提供を承諾いただけない場合は、その旨を特記事項の欄にご記入ください。